

愛知県庁の環境保全のための行動計画

- あいちアクションプラン -

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく実行計画)

平成17年10月改定

愛 知 県

目 次

1	行動計画の策定	1
	(1) 計画策定の背景	1
	(2) 計画改定の趣旨	2
	(3) アクションプラン改定にあたっての留意事項	3
2	基本的事項	4
	(1) 計画の目的	4
	(2) 計画期間	4
	(3) 計画の対象とする事務・事業及び取組機関	4
	(4) 取組の進め方	4
	(5) 取組の視点	4
3	取組の目標	5
	(1) 環境配慮等の取組に関する目標	5
	(2) 温室効果ガスの排出量の削減に係る目標	7
4	具体的な取組	9
	(1) 財やサービスの購入・使用に関する取組	9
	(2) 建築物の建設及び土木工事等に関する取組	11
	(3) 廃棄等に関する取組	12
	(4) 職員等の環境配慮等に関する取組	13
5	取組の推進	14
	(1) 推進体制の整備	14
	(2) 取組の推進を図るための措置	15
	(3) 職員に対する研修等	16
	(4) 点検・評価	16

1 行動計画の策定

(1) 計画策定の背景

本県では、恵み豊かな環境を未来に継承し、持続的な発展が可能な「あいち環境社会」の構築を目的として、平成9年8月に「愛知県環境基本計画」を策定しました。

この環境基本計画の目標を達成するためには、県は環境に配慮した取組を自主的に推進していく必要があることから、平成10年3月に、県が行う事務・事業について、具体的な取組目標や内容、推進体制などを定めた「愛知県庁の環境保全のための行動計画」（あいちアクションプラン(第1次)：平成10年度～16年度)を策定しました。

愛知県環境基本計画

「あいち環境社会」を形成し、未来に引き継ぐことを目指しており、「循環」、「共生」、「安心」及び「協働」の4つのキーワードで描き、長期的な取組の目標としている計画。

本県が環境に影響を及ぼす各種計画・施策を立案・実施する場合には、この計画の目標などとの整合を図ることとしている。

また、地球温暖化対策の国際的な取組の進展の中で、平成11年4月に我が国の地球温暖化対策の推進の枠組みなどを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体に対し「温室効果ガスの排出の抑制のための措置に関する計画」(実行計画)を策定することが義務づけられたことから、平成12年3月、あいちアクションプランに「実行計画」としての要素を加えるなどの見直しを図り、より積極的に環境に配慮した取組を進めるための改定を行いました。

さらに、平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、循環型社会形成のための施策の一つであり需要面からの取組であるグリーン購入の推進を図る「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が制定されたことから、県では、平成13年12月に「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」を策定し、平成14年度からは毎年度作成する「愛知県環境物品等調達方針」に基づきグリーン調達を推進することとしたため、平成14年3月にあいちアクションプランの改定を行いました。

グリーン購入法

製品やサービスを購入する際、まず、その必要性を十分に考慮した上で、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入することを促進するための法律。

H9.8 愛知県環境基本計画

持続的な発展が可能な「あいち環境社会」の構築

H9.12 「気候変動に関する国際連合枠組条約」第3回締約国会議

「京都議定書」採択 温室効果ガスの総排出量6%削減

H10.3 愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちアクションプラン）

県が行う全ての事務・事業 環境への負荷の低減

H11.4 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行

温室効果ガスの排出の抑制のための措置に関する計画(実行計画)の策定

H12.3 あいちアクションプランの改定

温室効果ガスの取組の追加

H12.5 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の制定

H12.6 「循環型社会形成推進基本法」の制定

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

H13.12 「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」の策定

H14年度以降 「愛知県環境物品等調達方針」の策定

H14.3 あいちアクションプランの改定

(2) 計画改定の趣旨

あいちアクションプラン（第1次）は、平成16年度までを計画期間とする取組でありましたが、その間の目標数値に対する取組結果は、ガス使用量、水道使用量、紙類リサイクル率などの項目において概ね達成できたものの、電気使用量、温室効果ガス排出量など一部の項目において目標値を達成することができない状況でありました。

一方、平成17年2月には、温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた「気候変動に関する国際連合枠組条約」の京都議定書が発効したことにより、地球温暖化対策における県自らの率直的な取組の意義が一層高まってきました。

こうした状況のもと、あいちアクションプラン（第2次）の策定に当たっては、引き続き環境に配慮した取組を推進するため、平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（政府の実行計画）及び平成17年1月に本県が策定した「あいち地球温暖化防止戦略」の趣旨を踏まえ、取組や目標を見直すこととしました。

あいち地球温暖化防止戦略

「脱温暖化社会」・「持続可能な社会」の構築を目指し、短期的目標として、2010年度における県内から排出される温室効果ガス排出量の基準年度比6%削減を掲げている。

特に重点的に取り組む25の施策・事業を「重点施策」として示し、そのうち12の施策・事業については数値目標を掲げるとともに、先進的・先導的な9つの取組については「あいちecoモデル」として地域から発信している。

(3) アクションプラン改定にあたっての留意事項

より一層の環境に配慮する行動が必要であるため、これまでの計画期間内で目標を達成できなかった項目などの結果や「あいち地球温暖化防止戦略」の趣旨を踏まえ、特に推進体制の強化や職員への啓発・教育など見直しを行いました。

ア 推進体制の強化

あいちアクションプランの取組が、実践しやすい職場環境づくりや各部局等による職場実態に応じた目標を設定するなど進行管理しやすい体制にするため、新たに各部局等に総括環境管理推進員（次長等）及び各所属に主任環境管理推進員（所属長等）を置き、役割分担を明確にし、部局等（所属）毎にきめ細かな取組を具体的に推進していきます。

なお、行動計画に基づく環境配慮の具体的な行動の例など取組において考慮すべき事項を示します。

イ 職員への啓発・教育の推進

職員の環境配慮に対する意識を高めることが、全体の取組の推進に大きく寄与するため、庁内での研修などのほか、庁外（地域、家庭、通勤等）での環境保全活動へも積極的に参加するよう支援します。

環境関係の情報を提供することや環境保全活動に参加しやすい環境づくりに努めることとします。

ウ 他の計画等の重複を整理

法律の制定等により、取組の進行管理が別に行われている次の取組目標を除外しました。

財やサービスの購入に関する取組の目標値（環境物品調達率）については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」により平成13年12月「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」を策定し、毎年度「愛知県環境物品等調達方針」に基づくグリーン調達を推進しており、別途結果を公表しているため除外します。

建築物の建設及び土木工事等に関する取組の目標値（工事副産物の再利用率）については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の制定により、平成14年3月に「あいち建設リサイクル指針」を策定し、再資源化等率を定め、リサイクルを推進しているため除外します。

2 基本的事項

(1) 計画の目的

この計画は、愛知県環境基本計画（平成14年9月策定）において目指す、環境負荷の継続的な低減を図るとともに、持続的発展が可能な「あいち環境社会」の実現のための、県自らの率先行動を定めるものです。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」として定めるものです。

(2) 計画期間

平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

(3) 計画の対象とする事務・事業及び取組機関

ア 県が行う全ての事務・事業を対象とします。

イ 取組機関は、知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、各種行政委員（会）事務局、警察本部の地方機関を含む全ての機関とします。

(4) 取組の進め方

取組に当たっては、すべての事務・事業において計画的・継続的な環境への負荷の低減を図るため、取組に関する数値目標や取組内容を定め（PLAN）、これに基づき環境配慮等の行動を実践し（DO）、その結果の点検・見直しを行い（CHECK）、さらにその継続的な改善を図る（ACTION）という環境マネジメントシステムの考え方にに基づき推進します。

なお、この取組を推進・点検・評価するためのより効果的な体制を整備します。

(5) 取組の視点

環境配慮等の取組は、脱温暖化という地球規模の環境問題や循環型社会の構築などの課題を踏まえ、「資源・エネルギーの節約」、「環境汚染物質の排出抑制」、「廃棄物の発生抑制・リサイクル」の3つの視点から行います。

取組内容は、以下に関連する事務・事業について具体的に設定します。

ア 財やサービスの購入・使用

イ 建築物の建設及び土木工事

ウ 廃棄物の排出

3 取組の目標

環境に配慮した取組を積極的に進めるため、それぞれの取組について、目標を定めます。また、地球温暖化防止の取組について、県の事務・事業から排出する温室効果ガスの排出量の削減に係る目標を定めます。

(1) 環境配慮等の取組に関する目標

環境配慮等の取組に関する目標は、次のとおりです。

電気使用量

事務事業において、単位面積あたりの電気使用量は平成21年度までに平成16年度比で15%削減します。

水道関係施設（上水道及び工業用水道）の動力用等の給水量¹あたりの電気使用量は平成16年度水準以下とします。²

- 1 水道関係施設の給水量：取水場及び浄水場における取水量 + その他ポンプ場における給水量
2 下水道関係施設の動力用等の処理水量あたりの電気使用量については、「流域下水道における地球温暖化防止計画（仮称）」（平成17年度策定予定：建設部）に基づき削減します。

平成16年度の事務事業の電気使用量：単位面積あたり約49.5kWh/m²

（総使用量 17,953万kWh/年）

平成16年度の水道関係施設の電気使用量：給水量あたり約151kWh/千m³

（総使用量 14,547万kWh/年）

ガス、石油等の燃料使用量

単位面積あたりの燃料使用量は、平成21年度までに平成16年度比で5%削減します。

水道関係施設及び下水道施設の動力に用いられる燃料使用量を除く

平成16年度使用量：（重油）単位面積あたり約1.97 l/m²（総使用量 7,148 kl/年）

（都市ガス）単位面積あたり約1.99m³/m²（総使用量 723万m³/年）

公用車燃料使用量

公用車使用燃料は、二酸化炭素換算量として平成21年度までに平成16年度比で20%削減します。

平成16年度使用量：二酸化炭素換算量 2,224 t/年

ガソリン	813 kl/年
軽油	96 kl/年
天然ガス	26,490 m ³ /年

水道使用量

水道使用量は、平成21年度までに平成16年度比で5%削減します。

平成16年度使用量：314万m³/年

コピー用紙の使用枚数

コピー用紙の使用枚数は、平成21年度までに平成16年度比で25%削減します。

平成16年度使用量：1億4123万枚/年

廃棄物の量

廃棄物の排出量（湿重量）は、平成21年度までに平成16年度比で20%削減します。

平成16年度排出量：7,464トン/年

可燃ごみの量

可燃ごみの排出量は、平成21年度までに平成16年度比で35%削減します。

平成16年度可燃ごみ量：5,107トン/年

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に係る目標

温室効果ガスの排出量の削減に係る目標は、次のとおりです。

温室効果ガスの排出量

温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）は、平成21年度（2009年度）までに、平成10年度（1998年度）の排出量から6%削減します。

水道関係施設及び下水処理施設の動力用等によって排出される温室効果ガスを除きます。

平成10年度（基準年度）において、県自らが行った事務・事業（他者に委託して行う事務・事業を除く。）から排出される温室効果ガスの排出量は、表1のとおりです。

表1 事務・事業別の温室効果ガス排出量（平成10年度）

（単位：トン/年）

種類 活動内容	二酸化炭素 排出量	メタン		一酸化二窒素		二酸化炭素換算量の 合計
		排出量	二酸化炭素 換算量	排出量	二酸化炭素 換算量	
電気・燃料の使用 (水道施設・下水処理施設の動力を除く。)	105,899	0.01	0.2	0.01	2.1	105,902(86.9%)
自動車の運行・ 船舶の航行	15,467	6.3	132	0.8	257	15,856(13.0%)
廃棄物の焼却	124	0.01	0.2	0.02	7.7	132(0.1%)
合計	121,490 (99.7%)	6.3	133 (0.1%)	0.8	267 (0.2%)	121,890(100%)

注1：二酸化炭素換算量（ ）は、法施行令第4条に定める地球温暖化係数を乗じて算出しました。

注2：合計の欄は、端数があるため一致しません。

温室効果ガスの排出量（水道・下水道関係施設）

水道関係施設（上水道及び工業用水道）の動力用等によって排出される温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算値）については、給水量あたりの排出量を平成16年度水準以下とします。

下水道関係施設の動力用等によって排出される温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算値）については、処理水量あたりの排出量を「流域下水道における地球温暖化防止計画（仮称）」（平成17年度策定予定：建設部）に基づき削減します。

平成16年度（基準年度）における水道関係施設の動力用等によって排出される温室効果ガスの排出量は、表2のとおりです。

表2 水道関係施設から排出される温室効果ガス排出量（平成16年度）
（単位：トン/年）

種類 活動内容	二酸化炭素 排出量	メタン		一酸化二窒素		二酸化炭素 換算量の 合計	処理水量(千m3) 当たりの 二酸化炭素 換算量 (t-CO2)
		排出量	二酸化炭素 換算量	排出量	二酸化炭素 換算量		
水道関係施設の 動力用等	56,024	0.06	1.3	0.002	0.45	56,026	0.0581

注1：二酸化炭素換算量（ ）は、法施行令第4条に定める地球温暖化係数を乗じて算出しました。

注2：合計の欄は、端数があるため一致しません。

4 具体的な取組

計画の目標を達成するため、具体的な取組項目を定め、その着実な推進を図ります。

(1) 財やサービスの購入・使用に関する取組

Wise Purchase - かしこく、買おう！

Wise Use - かしこく、使おう！

- * 財やサービスの購入にあたっては、毎年度定める「愛知県環境物品等調達方針」を確実に実行します。また、使用にあたっては、温室効果ガスの排出抑制等に配慮します。

エコカーの導入

自動車の購入にあたっては、全て環境負荷の低減に資する自動車（エコカー）とします。

エネルギー使用効率の良い機器の導入

OA機器、家電製品、照明、給湯器などの機器については、率先してエネルギー使用効率の良い物品を購入します。

CO₂の排出の少ない電力等の購入・使用

庁舎等の使用電力購入に際して、発電時におけるCO₂の排出の少ない電力の購入方式を導入します。

都市ガス、LPG等CO₂の排出の少ない燃料の選択・使用に努めます。

ESCO事業の推進

省エネ診断・ESCO導入可能性調査結果を踏まえ、ESCO事業を可能な限り幅広く導入するなどにより、エネルギー使用の合理化を図ります。

庁舎等におけるエネルギー使用量の削減

庁舎等においては、空調の適温化（冷房28℃以上、暖房19℃以下）を一層徹底するように空調設備の適正運転を図ります。

夏期にはブラインド等により日射を遮るとともに、冬期においては自然光を積極的に取り入れます。

トイレや倉庫などの使用していない部屋の消灯、昼休み及び全庁一斉定時退庁日の18時以降における消灯など、不要な照明機器の消灯を行うとともに、時間外勤務の縮減等を図り、照明機器等の電気使用量の削減を図ります。

パソコン、プリンター等のOA機器の電源スイッチはこまめに切ります。

また、席を離れる際は、ノートパソコンの蓋を閉じます。

庁舎内の上り2階下り3階差までの移動にはできるだけエレベータの使用を控えて階段を利用します。

不用不急の電気機器・設備の停止又は撤去を行います。

需要の少ない時間帯におけるエレベータなどの設備の一部停止を行います。

公用車の燃料使用量の削減

アイドリング・ストップの徹底、空ぶかし・急発進・急加速の防止等の環境にやさしい自動車の運転、燃料電池車等の低公害車・低燃費車の優先的利用、自転車の利用を促進します。

カーエアコンの設定温度を適正にします。

有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を設置します。

タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を行います。

使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図ります。

庁舎等における節水の推進

水道水圧の調節、トイレ用水の水量調節、日常における節水の励行に努めます。

家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進めます。

必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置します。

水漏れ点検を定期的に行います。

公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図りません。

用紙類等の使用量の削減

コピー用紙の使用枚数を把握し、削減します。

会議資料は、要点の簡素化などにより紙の使用枚数を最小限にし、両面使用とします。

コピー機を使用する場合は、両面コピーを原則とします。

行政情報通信ネットワークの効果的活用、電子メールの活用などにより、事務のペーパーレス化を進めます。

使用済用紙の裏面活用、封筒の再利用等、使用済用紙の再利用に努めます。

文書ファイルの適正管理・共有化を進め、個人の文書ファイルは必要最小限に抑制します。

備品等の有効利用

事務用品、電気製品等については、「備品等の交換システム」を活用することなどにより、できる限り有効利用を図ります。

環境汚染物質の排出削減等

自動車排出ガスの排出削減を図るため、通勤、出張は公共交通機関や自転車を利用するように努めます。

使用燃料の良質化に努めるとともに、污水处理施設の管理等を適切に行い、汚染物質の排出削減に努めます。

使い捨て製品の使用を自粛します。

(2) 建築物の建設及び土木工事等に関する取組

Wise Construction - かしこく、つくろう！

省エネの推進

調達方針等に基づき、エネルギー効率の高い空調システムや照明設備の採用、断熱性の高い構造や建具の採用など、施設の省エネルギー化を極力図ります。

新エネの導入

調達方針等に基づき、太陽光発電設備の導入などの自然エネルギーや、廃熱等の未利用エネルギーの有効利用、燃料電池、コージェネレーション等のエネルギー高効率利用など、新エネルギーの積極的な導入を図るとともに、蓄熱式空調システムなど、電力平準化設備の導入に努めます。

庁舎等新設の場合には、新エネルギー施設の積極的な導入を図ります。

水利用の合理化

排水再利用設備の導入や雨水の貯留タンク等の導入を図ります。

感知式洗浄弁、節水コマなどの節水器具の導入を図ります。

雨水浸透マス設置、透水性舗装の採用などにより、地下水の涵養を図ります。

より環境負荷の少ない設備機器の選択

污水处理施設等の設備機器については、より環境への負荷が少ないものを設計段階で選択します。

環境負荷の少ない工事の実施

公共工事の計画・設計にあたっては、地域の環境特性、工事の種類、内容等に留意し、それぞれの環境配慮の方策を積極的に盛り込みます。

公共工事等の建設発生土、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再利用に努めます。

プレカット資材、再生利用可能な梱包資材・建設資材等の使用に努め、廃棄物の発生抑制を図ります。

建設資材については、調達方針等及び愛知県あいくる材率先利用方針に基づき、高炉セメント、再生路盤材等の再生品や間伐材など未利用材料をできる限り使用します。

木材型枠の使用削減を図ります。

廃棄物の適正処理を図ります。

施工作业に当たっては、工事用車両や建設機械の使用台数の抑制に努めるとともに、周辺の環境に配慮し、調達方針等に基づき、低公害型建設機械の採用や、騒音・振動等が少ない工法を選択します。

敷地内及びその周辺の自然環境の保全

既存の緑地は出来る限り保全します。

原則として敷地境界は植栽します。

可能な限り屋上緑化を行います。また、新規に県有施設を建設する場合には、壁面緑化の実施についても積極的に検討します。

環境に配慮した緑化や緑地の整備、水辺環境の保全等を進めるとともに、自然環境の回復、創出に努めます。

管理段階での環境配慮等

適切な散水や剪定などを行い、敷地内の緑の維持管理を図ります。

代替フロン冷媒を使用する空調設備や冷凍・冷蔵機器については、冷媒の漏洩を防止するため定期的に点検します。

照明器具、空調機フィルターの定期的な清掃と交換を実施します。

熱源機器の定期点検を実施します。

修理・解体段階での環境配慮等

建築物の解体・廃棄にあたっては、建設廃棄物の分別排出・分別回収を徹底させるなどにより、再資源化、有効利用を図ります。

(3) 廃棄等に関する取組

Wise Disposal - 捨てる前に、考えよう！

廃棄物の減量とリサイクルの促進

容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再利用や再生利用を図ります。

使い捨て製品の使用や購入を抑制します。

紙の使用量を抑制します。

机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、長期使用を行います。

部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図ります。

庁舎等での分別を徹底するため、市町村、リサイクル業者等リサイクルの実状を踏まえつつ、分別リサイクル箱（紙類、金属類、プラスチック類、ガラス類など）を設置し、リサイクル及び適正処理を図ります。

物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止を図ります。

有害物質等の適正処理

オゾン層の破壊や地球温暖化の原因物質であるフロン、ハロンの適切な回収、処理を図ります。

試験研究機関等から発生する有害物質は、適切に処理します。

(4) 職員等の環境配慮等に関する取組

Wise Action - 一人ひとりが、かしこくなろう！

職員の環境保全行動の推進

環境に配慮しながら日常の事務・事業を推進します。

環境保全行動の経験を踏まえ、積極的に職場環境の改善提案を行います。

庁外の環境保全活動に積極的に参加します。

環境保全行動の例

地域での清掃活動、緑化の推進活動、アダプトプログラムへの参加

チーム・マイナス6%への参加・実践〔環境省〕

温度調節で減らそう

水道の使い方で減らそう

自動車の使い方で減らそう

商品の選び方で減らそう

買い物とごみで減らそう

電気の使い方で減らそう

エコドライブメンバーズクラブへの参加・実践〔愛知県環境部〕

率先してエコドライブを実践する。

エコドライブへの取り組みを他のドライバーにも勧め、取組の輪を広げる。

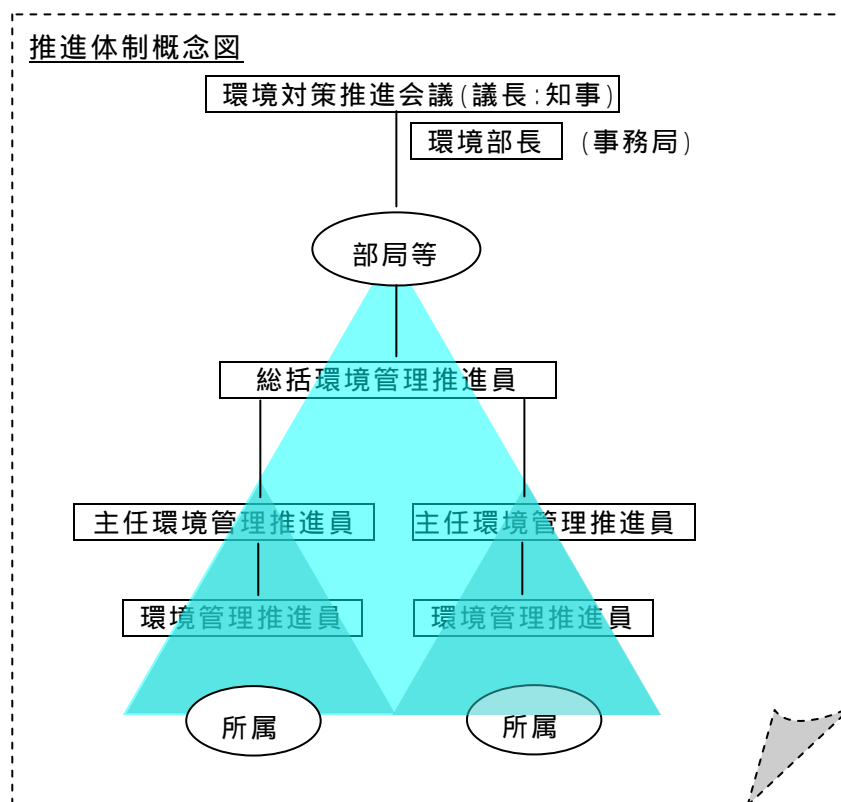
エコファミリー（環境にやさしい行動を心がけることを宣言した家族）への参加・実践〔環境省〕

5 取組の推進

(1) 推進体制の整備

各部局等の推進体制の強化

計画の推進、点検・評価にあたっては、環境対策推進会議において、その基本的な方針等を決定するとともに、計画の実効性を確保するため、各部局及び行政委員（会）事務局等に総括環境管理推進員（次長等）、主任環境管理推進員（所属長等）及び環境管理推進員（各所属）を置き、取組の推進・点検・評価を行う体制を整備します。



役割分担

環境対策推進会議

基本的な方針の決定、計画の見直し等を行う。

環境部長

計画の取組状況の点検及び問題点の検討、推進会議への報告、結果公表などを行う。

総括環境管理推進員

部局等における取組状況を管理し、各所属へ取組の周知徹底、取組状況の把握など円滑な推進に努める。

主任環境管理推進員

所属において、職場実態に応じた取組目標を設定するなど職員が行動しやすい環境づくりに努め、取組状況の管理を行う。

環境管理推進員

主任環境管理推進員の指示のもと、職員が意識を持って取組を推進するよう努めるとともに取組状況の把握を行う。

(2) 取組の推進を図るための措置

環境マニフェストの作成

各所属において、重点的な環境配慮の取組に関するマニフェストを作成します。
このマニフェストは、所属毎に数項目の取組内容と数値目標を設定するもので、所属内に大きく掲示するなどして、所属の全職員が実行します。また、チェックシートにより進行管理を徹底します。

重点的な取組の例

全庁一斉定時退庁日以外に月1回、独自に定時退庁日を決め実施する。
コピー用紙の使用について、1か月間の使用枚数を決め、削減する。

「待ったなし！100%実行宣言」の実施

以下の全庁的な環境配慮の率優先的な取組について、100%の達成を目指して宣言し、実行します。

昼休み及び全庁一斉定時退庁日の18時以降については、100%消灯する。
席を離れる際、ノートパソコンの蓋は、100%閉じる。
不用不急の電気機器・設備は、100%停止又は撤去する。
公用車の使用の際、100%アイドリング・ストップを行う。
会議資料については、紙の使用枚数を最小限にし、100%両面使用とする。

取組目標カードの携帯

取組目標を記載したカードを全職員が携帯するとともに、各職員は特に重点的に取り組む目標を設定し、カードに記入します。

「全庁エコアップ行動デー」の設定

毎週水曜日を「全庁エコアップ行動デー」とし、全職員に対して環境配慮等に対する意識の向上を促します。

庁内放送による呼びかけ

「全庁エコアップ行動デー」の朝には、庁内放送により環境配慮等に心がけた事務・事業の実施を呼びかけます。

環境管理推進員による取組状況の把握

「全庁エコアップ行動デー」には、環境管理推進員が各課室等の取組状況を把握するとともに、職員に対し取組の周知徹底を図ります。

「県庁さわやかサマースタイルキャンペーン」の実施

毎年6月1日から9月30日までを実施期間とする「県庁さわやかサマースタイルキャンペーン」を設定し、ノーネクタイ・軽装を励行する運動を行います。

(3) 職員に対する研修等

職員に対する研修

研修をはじめ、各種啓発活動を通じて職員の環境保全に対する意識の向上を図ります。

情報提供等

環境配慮等のすぐれた取組を行っている所属を、研修会、全庁掲示板等においてその実践内容を紹介します。

計画を実施するための具体的な取組方法等関連する情報は、行政情報通信ネットワーク等を通じて適宜交換し、取組の円滑化を図ります。

庁内LAN等により、職員に定期的に環境に関する情報を提供します。

(4) 点検・評価

計画の実施状況の点検・評価及び継続的な推進

総括環境管理推進員、主任環境管理推進員及び環境管理推進員による定期的な点検を実施し、計画の実施状況を取りまとめます。

計画の実施状況の結果については、毎年公表していきます。

点検結果に基づき、必要な見直しや継続的な改善を行っていきます。

愛知県庁の環境保全のための行動計画
あいちアクションプラン
(地球温暖化対策の推進に関する法律
第21条の規定に基づく実行計画)

沿革 平成10年3月新規策定
平成12年3月改定
平成14年3月改定
平成17年10月改定

愛知県環境部

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話052-961-2111